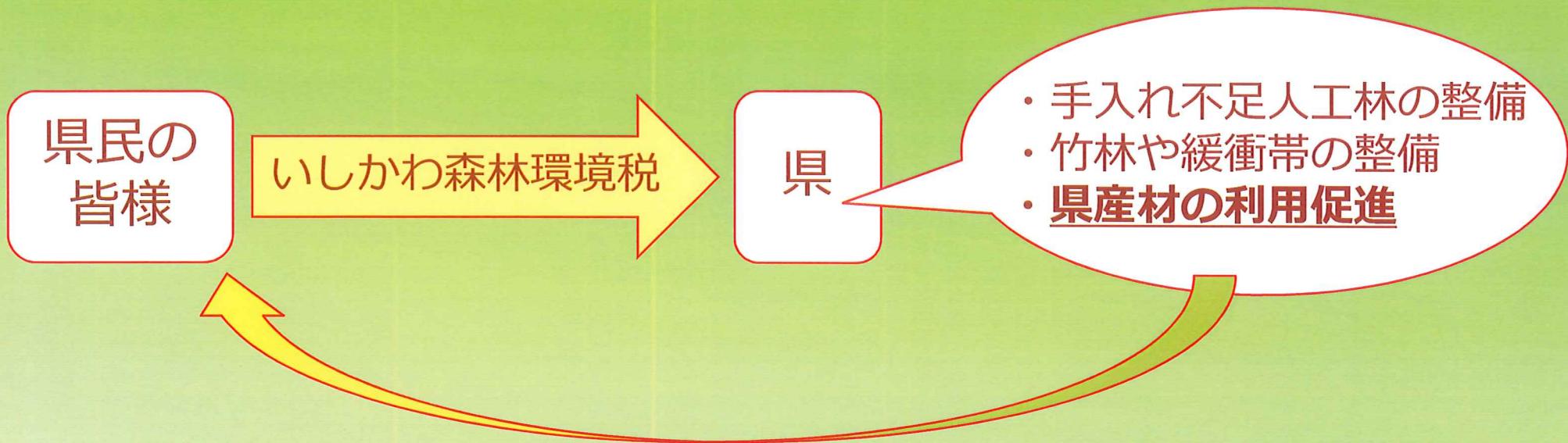


1. 事業の概要について

(1) 住宅助成事業の概要と目的

⇒手入れ不足人工林発生の未然防止を目的とした「県産材の利用促進」として位置付け、いしかわ森林環境税により実施する。



手入れ不足人工林発生の未然防止 ⇒ 森林の公益的機能の維持増進

1. 事業の概要について

(2) なぜ、県産材の利用が手入れ不足人工林の発生を防止するのか？

→県産材需要を促進し経営意欲を向上⇒手入れ不足人工林発生を防止

ターゲット：最大用途である建築分野

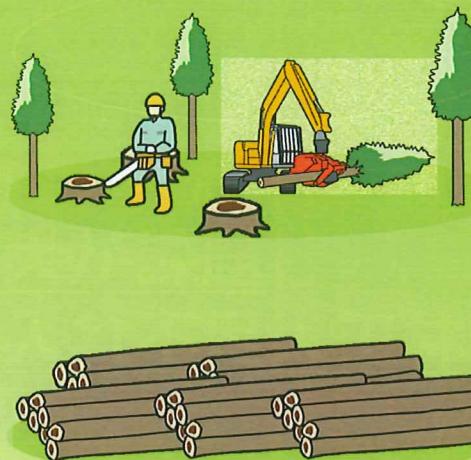


【住宅】



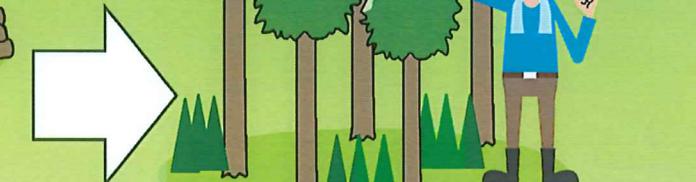
【非住宅】

利用
促進



県産材が
必要とされる

森林整備が進む



手入れ不足
人工林発生を防止

住宅分野では、更なる需要拡大が課題

→県産材使用量を増やし、手入れ不足人工林発生の防止につなげる

2. 申請の条件及び補助金額について

(1) 申請できる住宅等の条件

○県産材使用量が7m³以上である（県産材が目に見えなくても申請可）

→住宅と一体的に施工する造作家具などもカウント可

→住宅以外にも店舗や倉庫なども助成対象

○新築の場合、延床面積が70m²以上である

○県産材住宅ビルダーによる住宅等である

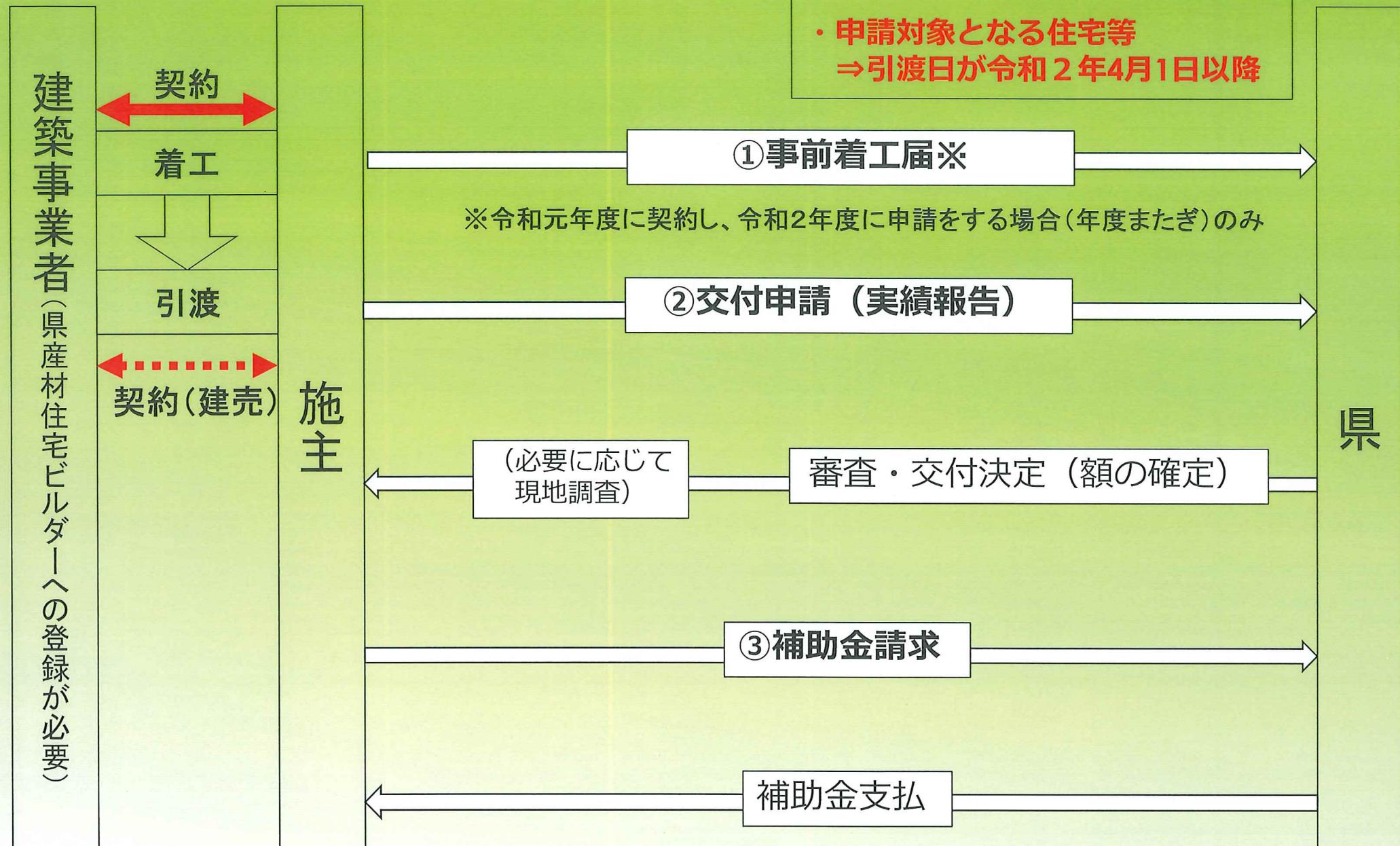
○引渡日が令和2年4月1日以降である

(2) 補助金額

県産材使用量	7m ³ ～20m ³ 未満	20m ³ 以上	25m ³ 以上かつ県産材使用率90%以上※ ※使用木材のうち県産材の割合が90%以上 もしくは、県産材使用材積0.16m ³ /m ² 以上
補助金額	10万円	30万円	50万円

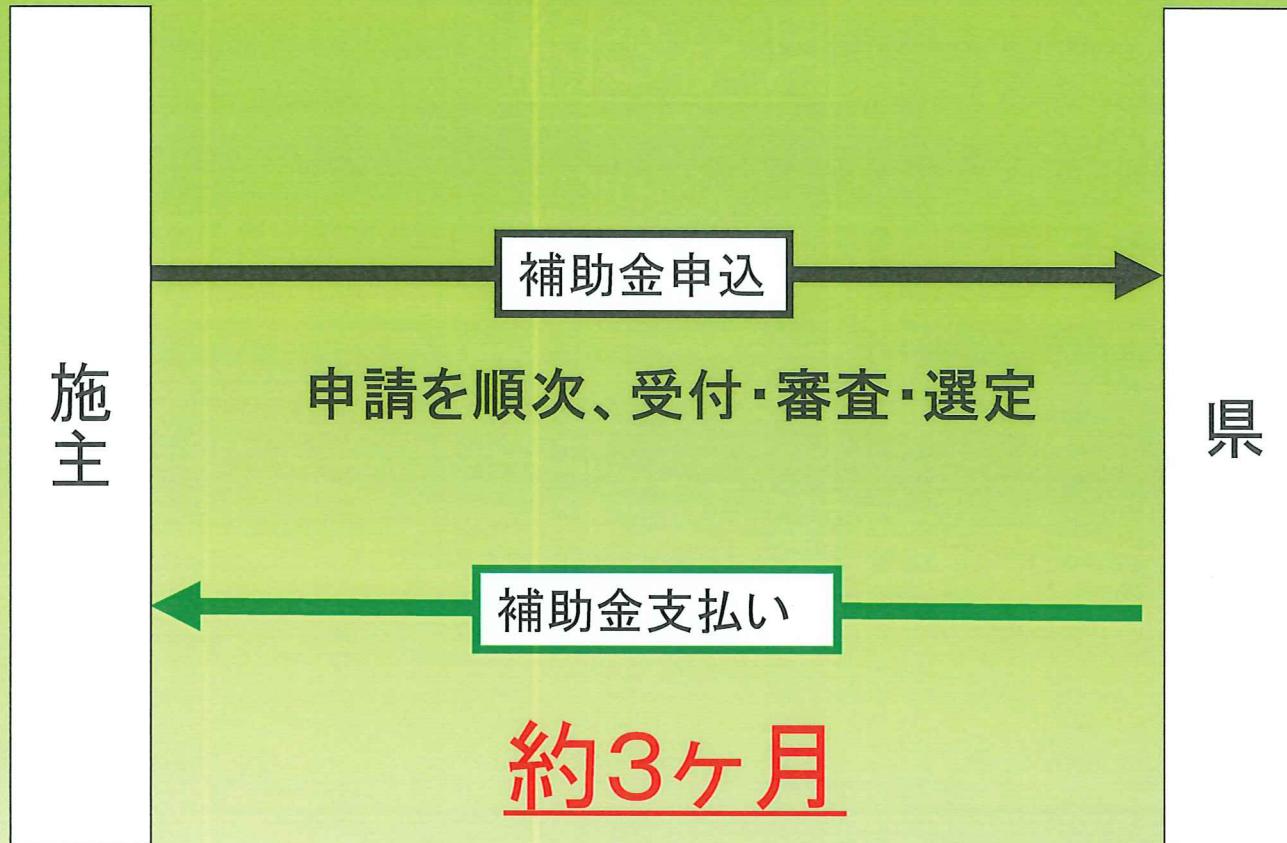
2. 申請手続きの方法について

(3) 提出書類の流れ



2. 申請手続きの方法について

(4) 申込書の提出から補助金支払までの期間



※例えば7月に申し込んだ場合には、原則として10月に支払われる。